

「独立行政法人福祉医療機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案

平成 25 年 1 月 日
厚 生 労 働 省

「勧告の方向性」を踏まえ、独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）の主要な事務及び事業については、国が独立行政法人に実施させるべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつ、その運営の効率性・自立性を高めるとともに、国の歳出の縮減を図る観点から、以下の見直しを行う方向で更に検討を進め、次期中期目標・中期計画を策定する段階でより具体的なものとする。

また、独立行政法人の的確な評価のためには、目標が明瞭性・客観性を備えていることが不可欠であり、中期目標の策定に当たっては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものとなるよう努めるものとする。

第 1 事務及び事業の見直し

1 福祉医療貸付事業

福祉・医療分野については、今後、新たな成長が期待される分野と考えられることから、機構は当該分野に対する政策融資金融機関として大きな役割を担うことが求められているところであり、次期中期目標期間においては、こうした役割（使命）を十分果たすべく融資対象の重点的な拡大を行うとともに、民業補完を徹底し、融資対象の重点化を図るものとする。

（1）民間金融機関と協調した融資の推進

- ① これまでの融資や経営診断を通じて得てきたノウハウ等を民間金融機関に積極的に提供するものとする。
- ② 借り手側にとってメリットがあるとされる併せ貸しの一層の拡大を図ることにより、民間金融機関の参入を促し、福祉・医療分野の更なる成長に資するものとする。その際、機構による貸付実績において、併せ貸しの利用が進んでいない児童福祉事業及び障害者福祉事業について要因を分析し、当該分析結果を踏まえて利用の向上に資する取組を行うものとする。

（2）融資事業におけるモニタリングの推進

次期中期目標期間においても引き続き、機構は、融資先の効率的な施設経営を図る観点から、経営基盤が脆弱とされている福祉・医療分野の事業者に対して、融資後の事業の状況や財務の状況等を把握するための

フォローアップ調査を実施するものとする。

(3) 東日本大震災への対応

次期中期目標期間においても引き続き、東日本大震災で被災した社会福祉施設及び医療関係施設等に対し、被災地支援に資するため復旧・復興資金等の優遇融資を実施するものとする。

(4) 融資相談の強化

次期中期目標期間においても引き続き、事業計画の早い段階からの確かな融資相談等に応じ、速やかに安定的な事業が図られるよう必要な見直しの提案、助言等を行うとともに、審査処理日数の維持を図るものとする。

2 福祉医療経営指導事業

次期中期目標期間においても引き続き、重点化したセミナーを開催するとともに、共同セミナーやブロック会議において情報提供等ノウハウの普及を図るものとする。

3 社会福祉振興助成事業

次期中期目標期間においても引き続き、毎年度、国が社会福祉政策を振興する上で政策的に必要なテーマを示し、当該テーマに重点化した助成事業により NPO 等への支援を実施するものとする。

4 退職手当共済事業

事業の動向を分析し、制度の安定的な運営を図るとともに、次期中期目標期間においても引き続き、電子届出システムの利用率の向上、届出書類の電子化及び簡素化を行うことにより、一層の事務処理の効率化を図るものとする。

5 心身障害者扶養保険事業

次期中期目標期間においても引き続き、事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、毎年度、事業の財政状況を検証するとともに、国においては少なくとも 5 年ごとに保険料水準等について、社会経済状況を踏まえて見直すものとする。

6 福祉保健医療情報サービス事業

次期中期目標期間においても引き続き、基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに、効率的なシステム運用を行うものとする。

7 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

次期中期目標期間においても引き続き、機構は、国が立案する計画に従って、国と連携し必要な対応、広報等を行うとともに、事業を実施する期

間については、引き続き、利用者にとって必要な資金を貸し付けるとともに、無理のない返済となるよう配慮した審査等を行うものとする。

8 承継債権管理回収業務

業務終了の時期を見据え、不良債権等早期処理方策を策定・実施することで業務を縮小するとともに、引き続き効率的な業務運営等を図るものとする。

第2 業務全般に関する見直し

上記に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- 1 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成 22 年 3 月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。
- 2 毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。
- 3 上記 1 及び 2 のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。